

告示第31号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は当所（当庁）において保管しておりますから、申出の有り次第いつでも交付します。

令和8年8月27日

舟橋村長 渡 辺 光

送達すべき書類の名称	送達を受ける者の氏名又は名称	備考
令和8年度 固定資産税納税通知書	太田 正典	

この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき
令和8年9月3日をもって送達されたものとみなされます。